

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
大原法律専門学校		平成6年12月22日		伊藤 亮		〒101-8353 (住所) 東京都千代田区西神田2丁目5番地4号 (電話) 03-3237-8710				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人大原学園		昭和54年4月1日		中本 每彦		〒101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目1番3号 (電話) 03-3292-6266				
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度	
文化・教養	文化・教養専門課程		法律行政学科公務員上級コース		平成14(2002)年度		-		平成27(2015)年度	
学科の目的	本学科は、法律および行政に係る専門教育を施し、公務員として求められる、一般教養の知識、法律の知識、行政の知識、ビジネススキルなどを修得し、自立した社会人の育成を目的とする。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	公務員試験上級・大卒程度試験の合格を目的とし、専門科目及び教養科目を学習する。取得可能な資格については、日本ビジネス技能検定協会が主催する漢字検定及び一般教養力検定。									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			1,700 単位時間	1,200 単位時間	1,860 単位時間	210 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
					単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率			
240 人	34 人		0 人		0 %		3 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		18 人							
	■就職希望者数(D)		17 人							
	■就職者数(E)		17 人							
	■地元就職者数(F)		14 人							
	■就職率(E/D)		100 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		82 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		94 %							
	■進学者数		1 人							
	■その他									
	特になし									
(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)										
■主な就職先、業界等										
(令和6年度卒業生)										
国家公務員等(国税専門官、水産庁、他)										
地方公務員等(東京特別区、他)										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無					
評価団体:				受審年月:				評価結果を掲載したホームページURL		
当該学科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/senmon/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)									
	総授業時数		1,700 単位時間							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		30 単位時間								
うち企業等と連携した演習の授業時数		45 単位時間								
うち必修授業時数		685 単位時間								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		0 単位時間								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		15 単位時間								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間								
(B:単位数による算定)										
総単位数		単位								
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位								
うち企業等と連携した演習の単位数		単位								
うち必修単位数		単位								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位								
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位								
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		4 人					
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		28 人					
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		7 人					
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		1 人					
	計				40 人					
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				1 人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①卒業生の主な就業先である国家公務員・地方自治体に関する有識者である大学や企業と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
②法律行政分野における修学の中心となる法律、基礎教養力、計数能力、トレーニングは勿論のこと、行政の仕組み、コミュニケーション技術や職種別の専門知識などの教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
③上記①、②により編成された授業科目・内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置付けについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は当校及び該当コースの教育課程編成に活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、就職本部長、教務部長等が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年9月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
伊藤 亮	大原学園 大原法律専門学校		—
窪田 敏行	大原学園 大原法律専門学校		—
加藤 淳	大原学園 大原法律専門学校		—
高見澤 夏輝	大原学園 大原法律専門学校		—
櫻本 正樹	武蔵野大学	令和7年5月1日～令和8年3月31日	②
鎌田 修広	株式会社 タフジャパン	令和7年5月1日～令和8年3月31日	③
清水 誠	株式会社 コナカ	令和7年5月1日～令和8年3月31日	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (8月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年8月3日 10:30～12:30

第2回 令和6年12月7日 10:30～12:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員の方から様々なご意見を頂きそれを反映した教育を行っている。卒業直前のカリキュラムにおいて、実際に委員の方に講義をして頂き、社会に出た後すぐに公務員として活躍できるような知識が提供できる環境づくりに繋がられている。

また学生の指導面に関して、実施している満足度調査の結果を中心に具体的な改善方法をご教示いただいている。カリキュラムに関して、「面談」という言葉は学生からすれば身構える材料になってしまいうのでは、というご意見も頂戴し今後のカリキュラムには「就職相談」などの表現にして反映していく。人材確保という観点からも、最近の学生と採用側の意識の乖離など、貴重な情報を得ることができた。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ① 法律行政分野における実習・演習は、教育社会福祉分野、工業分野等の分野と異なり、企業等との連携の下、学内で行なわれる学習科目が多いことを考慮して、実習・演習の組立を行なう。
- ② 企業等との連携による実習・演習を通じて、実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③ 企業等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを企業等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

職業実践専門課程で求められる企業等と連携した授業の趣旨を企業等に説明し、ご理解を頂いたうえで協定書を締結。授業の前に打合せを重ね、授業方法や目標とする学生の習熟度到達点、学生の習熟状況の評価などについて確認する。
 実習については授業の前半に、企業等の講師より実習の意義や心構え及び就職後の現場での必要とされる実習知識等をレクチャーを行い、その後講師の指導の下で実習を行う。成績評価については、プレゼンテーションや提出課題を基に講師が評価する。
 演習については授業の前半にて、基礎用語や演習の前提となる知識の講義を行い、基礎知識や考え方を学ぶ。その後講師が研究課題を提示し、学生は与えられた課題に関して、研究調査やグループワークを実施する。成績評価については、プレゼンテーションを基に講師が評価し、更なるアドバイスを行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
職業実務Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	地方自治の制度と意義を学んだうえで、ヤングケアラーのサポート、エコ社会の実現、地域コミュニティの再生など、地方自治体が取り組む諸問題の概要と具体的な取り組み内容を学び、ディスカッション・グループワーク（実習）により解決策を定めプレゼンテーションを行い、評価を受ける。成績評価についてもこの評価に基づいて行う。本科目の研究内容については、授業計画の段階から企業等と連携し策定しており、品川区と協定書を結んでいる。	東京都品川区
行政研究	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	阪神大震災・東日本大震災等の過去の大規模災害を複数取り上げ、国や自治体の対応を学ぶとともに、災害に対する課題を法律・行政（警察・消防・自衛隊の連携と法的根拠の整理等）、自助・共助（帰宅困難者やインフラへの影響など）の面から問題提起し、必要とされる方策をグループワーク（実習）を通して研究し、プレゼンテーションを行い評価を受ける。成績評価についてもこの評価に基づいて行う。本科目の研究内容については、授業計画の段階から企業等と連携し策定しており、防衛省自衛隊東京地方協力本部と協定書を結んでいる。	防衛省自衛隊東京地方協力本部 港出張所
法律研究	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	幅広い業務に携わる機会が多く、数々の法律を扱う公務員になるために、憲法・民法・刑法・行政法を学び、法解釈や判例の読み解き方、リーガルマインドを体得していく。過去の裁判をピックアップし、学んだ条文をもとに個人研究（実習）を行い結論を出し、法解釈が正しいかを評価してもらう。成績評価についてもこの評価に基づいて行う。本科目の研究内容については、授業計画の段階から企業等と連携し策定しており、トムロー法律事務所 松本知朗弁護士と講師契約を結んでいる。	トムロー法律事務所

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内・校外において学園が企画する研修は下記のとおり。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修
- ②専門分野の知見を有する講師を招いた研修会の実施
- ③官公庁、企業及び関係団体より職員を招いた研修会の実施
- ④各自治体等が実施する指導者向けセミナーへの参加

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	国家公務員試験制度改革	連携企業等:	公務人材開発協会
期間:	令和6年12月9日(月)	対象:	当校の教職員より代表者10名
内容	国家公務員・地方公務員に数多くの人事研修を行っている公務人材開発協会より元公務員の講師を派遣して頂き、公務員の服務規定や倫理に関して、ご教授頂いた。公務員倫理法などの法律的知識に留まらず、公僕としての精神など公務員として働く上での実態を学ぶことが目的である。今年度は昨年よりも一歩踏み込んだ具体的な内容を聞くことができ、より実践的な知識を学ぶことができた。		
研修名:	消防とNGOの経験に基づく自助・共助・公助の効果的な関係性	連携企業等:	株式会社タフジャパン
期間:	令和6年12月10日(火)	対象:	当校の教職員より代表者10名
内容	元消防学校教官で消防学校での研修経験も豊富なタフジャパン鎌田様に講義を依頼。あらゆる職種の公務員にとって大きな関わりのある防災において、自助・共助・公助それぞれの在り方と課題について、消防官としてまたNGOとして長く関わってきた経験を基にお話頂いた。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	非認知能力の育成	連携企業等:	東京都私学財団
期間:	令和6年12月17日(火)	対象:	当校の教職員より代表者1名
内容	非認知能力というものがどのようなものかを学んだうえで、認知能力との相関性など、今後の教育現場でどのように育成していく等、講義形式で学んだ		
研修名:	生成AIの教育利用について	連携企業等:	東京都専修学校各種学校協会
期間:	令和7年3月17日(月)	対象:	当校の教職員より代表者2名
内容	生成 AI を教育の最前線で活用・研究されている方々より、事例を交えてご講演いただいた。実際に活用されているアプリにて実践して頂き、生成AIによる教育利用の利便性や注意点、倫理観に関する教育の必要性などを学んだ。		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	公務員の服務と倫理	連携企業等:	鵜養幸雄氏
期間:	令和7年12月8日(月)	対象:	当校の教職員より代表者10名
内容	人事院でご活躍され、多くの自治体の職員研修も行われている鵜養幸雄氏をお招きし、公務員の服務規程や倫理に関してご教示いただく。公務員倫理法などの法律的知識に留まらず、公僕として働く上での実態を学ぶことが目的である。今期は公務員の給与規定に関して、初任給の決まり方や昨今の賃上げに関する情報もご共有いただける予定。		
研修名:	消防実務・消防メンタル	連携企業等:	株式会社タフジャパン
期間:	令和7年12月9日(火)	対象:	当校の教職員より代表者10名
内容	元消防学校教官で消防学校での研修経験も豊富なタフジャパン鎌田様に講義を依頼。消防学校や警察学校をはじめとする公安職の研修期間の教育内容などをご講演頂き、公安職公務員の知識と理解を深める。また、公安職の現場において起こっている問題点やニーズを取り上げてもらい、現場サイドから専門学校に期待する教育カリキュラムなどをお話しいただく。また今期は消防学校や現場の話だけにとどまらず、公安職で働いていく上で必要なメンタルトレーニングの方法や、メンタルヘルス対策もお話しいただく予定。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	カウンセリング研修	連携企業等:	東京都専修学校各種学校協会
期間:	令和7年8月5日(火)	対象:	当校の教職員より代表者1名
内容	過保護・過干渉・虐待等々、極端な家庭が増えているなか多種多様な学生・保護者を対応(カウンセリング)していくための技術を、グループワークを通して学ぶ。		
研修名:	多様化する学生の就職活動について	連携企業等:	東京都専修学校各種学校協会
期間:	令和7年8月28日(木)	対象:	当校の教職員より代表者2名
内容	発達障害を中心とした、いわゆるグレーゾーンの学生に関する知識を取得する。このような学生との接し方や、就職活動におけるサポートの仕方などを学ぶ。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や資金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3) 教育活動	①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4) 学修成果	①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5) 学生支援	①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6) 教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8) 財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9) 法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会の方から様々なご意見を頂きそれを反映した教育を行っている。卒業時および在校生に実施している「満足度調査(アンケート)」に関して、良い悪いの理由を明確にした方が良いというご助言や、アンケート結果に数字を求めすぎるのも良くない、満足度に関わらず厳しい指導というものは必要などのご助言を頂く。満足度については尊重しつつも、教育機関として、評価に慮りすぎるなど指導がねじ曲がらないようにしていく配慮も必要。また、中途退学者への対応について、友人がでやすくなる環境の機会創出について様々なご意見を頂き、イベントやグループワークなどの段階的な機会創出を今後も企図していく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
櫻本 正樹	武蔵野大学	令和7年5月1日～令和8年3月31日	企業等委員
鎌田 修広	株式会社 タフジャパン	令和7年5月1日～令和8年3月31日	企業等委員
清水 誠	株式会社 コナカ	令和7年5月1日～令和8年3月31日	企業等委員
黒須 彩乃	中央区役所	令和7年5月1日～令和8年3月31日	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和7年10月6日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先④学校の沿革
(2)各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3)教職員	各学科の担当教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6)学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())
URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>
公表時期: 令和7年10月6日

授業科目等の概要

(文化・教養専門課程 法律行政学科公務員上級コース)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			基礎数的Ⅰ 数的推理	速度や仕事算など数的分野の基礎的な解法の習得	1 前期	60	2	○			○		○		
2			○	基礎数的Ⅱ 判断推理	命題や対応表など判断分野の基礎的な解法の習得	1 前期	40	2	○			○		○		
3			○	基礎数的Ⅲ 空間把握	面積や展開図など図形分野の基礎的な解法の習得	1 前期	40	2	○			○		○		
4	○			基礎社会科学Ⅰ 政治	憲法や統治機構など政治分野の基礎的な知識の習得	1 前期	30	1	○			○		○		
5			○	基礎社会科学Ⅱ 経済・社会	貿易や為替など経済分野の基礎的な知識の習得	1 前期	40	2	○			○		○		
6			○	基礎人文科学Ⅰ 地理	気候や産業など地理分野の基礎的な知識の習得	1 後期	30	1	○			○		○		
7			○	基礎人文科学Ⅱ 日本史	奈良から現代までの日本史の基礎的な知識の習得	1 後期	30	1	○			○		○		
8			○	基礎人文科学Ⅲ 世界史	西洋および東洋の歴史に関する基礎的な知識の習得	1 後期	30	1	○			○		○		
9			○	基礎自然科学Ⅰ 生物	遺伝や細胞など生物分野の基礎的な知識の習得	1 後期	20	1	○			○		○		
10			○	基礎自然科学Ⅱ 地学	地層や大気など地学分野の基礎的な知識の習得	1 後期	20	1	○			○		○		
11			○	基礎自然科学Ⅲ 物理	電気や力学など物理分野の基礎的な知識の習得	1 後期	20	1	○			○		○		
12			○	基礎自然科学Ⅳ 化学	原子や化学反応など化学分野の基礎的な知識の習得	1 後期	20	1	○			○		○		

13			○	公務員 基礎 情報工学	情報処理に活用することを前提とした数学 知識の習得	1 後 期	30	1	○				○		○		
14			○	公務員 IT基 礎知識	デジタル枠での採用試験への対応を前提と したIT知識の習得	1 後 期	30	1	○				○		○		
15			○	基礎言語Ⅰ 文理・国語	文法などの国語分野の基礎的な知識と文章 読解力の習得	1 前 期	20	1	○				○		○		
16			○	基礎言語Ⅱ 英語	文法や熟語など英語分野の基礎的な知識の 習得	2 前 期	30	1	○				○		○		
17			○	基礎演習Ⅰ 数的処理	数的分野全般について、基礎的な問題演習 による得点力強化	1 通 年	40	2		○			○		○		
18			○	基礎演習Ⅱ 社会科学	政治・経済分野の基礎的な問題演習による 得点力強化	1 通 年	30	1		○			○		○		
19			○	基礎演習Ⅴ 知能系科目総 合	知能科目全般について、問題演習の繰り返 しによる得点力強化	1 通 年	60	2		○			○		○		
20			○	基礎演習Ⅵ 知識系科目総 合	知識科目全般について、問題演習の繰り返 しによる得点力強化	1 通 年	60	2		○			○		○		
21			○	上級数的処理	数的分野全般のより高度な解法の習得	1 通 年	40	2	○				○		○		
22			○	上級教養科目 総合	教養科目全般の総合的な知識の習得	1 通 年	60	2	○				○		○		
23	○			憲法	憲法に関する専門的な知識の習得	1 通 年	60	2	○				○		○		
24	○			民法	民法に関する専門的な知識の習得	1 通 年	70	3	○				○		○		
25	○			行政法	行政法に関する専門的な知識の習得	1 通 年	60	2	○				○		○		
26	○			政治学	政治学に関する専門的な知識の習得	1 通 年	20	1	○				○		○		
27	○			行政学	行政学に関する専門的な知識の習得	1 通 年	20	1	○				○		○		

28	○			ミクロ経済学	ミクロ経済学に関する専門的な知識の習得	1 通年	60	2	○			○		○		
29	○			マクロ経済学	マクロ経済学に関する専門的な知識の習得	1 通年	60	2	○			○		○		
30			○	財政学	財政学に関する専門的な知識の習得	1 通年	20	1	○			○		○		
31			○	社会学	社会学に関する専門的な知識の習得	1 通年	20	1	○			○		○		
32			○	会计学	会计学に関する専門的な知識の習得	1 通年	20	1	○			○		○		
33			○	社会事情	社会事情に関する専門的な知識の習得	1 通年	20	1	○			○		○		
34			○	経済事情	経済事情に関する専門的な知識の習得	1 通年	20	1	○			○		○		
35			○	国際関係	国際関係に関する専門的な知識の習得	1 通年	20	1	○			○		○		
36			○	経営学	経営学に関する専門的な知識の習得	1 通年	20	1	○			○		○		
37			○	専門科目総合 演習Ⅰ	専門科目全般の問題演習による総合力の強化	1 後期	60	2		○		○		○		
38	○			総合教養演習 Ⅰ 基礎教養	一般教養科目の基礎的な知識を答練練習形式で強化	1 前期	60	2		○		○		○		
39			○	総合教養演習 Ⅱ 実践教養	一般教養科目のより高度な知識を答練練習形式で強化	1 後期	60	2		○		○		○		
40			○	公務員就職試験 対策講義	多様化する公務員試験に対応するための一般教養力の習得	1 後期	30	1		○		○		○		
41	○			一般教養Ⅰ	漢字やことわざなど一般教養の中でも特に国語力の習得	1 前期	30	1		○		○		○		
42			○	一般教養Ⅱ	漢字やことわざなど一般教養の中でも特に国語力の習得	1 後期	30	1		○		○		○		

43			○	キャリアデザインⅠ	就職試験を見据えた面接スキルの習得（立ち居振る舞い、身だしなみなど）	1 通年	30	1		○		○		○			
44			○	キャリアデザインⅡ	就職試験を見据えた面接スキルの習得（自己分析、自己PRなど）	1 通年	30	1		○		○		○			
45	○			公務員模擬受験	公務員本試験を見据えた筆記試験および面接試験への対応力を習得	1 後期	20	1		○		○		○			
46			○	就職活動準備	就職試験を見据えた面接スキルの習得（職種研究など）	関東 1年生	90	3		○		○		○			
47			○	トレーニング実習	トレーニング方法や公安職で求められる資質などを幅広く学ぶ	1 前期	30	1			○	○				○	
48	○			職業実務Ⅰ	地方公務員の職務に関する知識や心構えなどを有識者から学ぶ	1 後期	15	1		○		○				○	○
49			○	職業実務Ⅱ	警察官の職務に関する知識や心構えなどを有識者から学ぶ	1 後期	15	1		○		○				○	
50			○	職業実務Ⅲ	国家公務員の職務に関する知識や心構えなどを有識者から学ぶ	1 後期	15	1		○		○				○	
51			○	職業実務Ⅳ	消防官の職務に関する知識や心構えなどを有識者から学ぶ	1 後期	15	1		○		○				○	
52			○	職業実務Ⅴ	国家公安職の職務に関する知識や心構えなどを有識者から学ぶ	1 後期	15	1		○		○				○	
53			○	公共ボランティア実習Ⅰ	ボランティアの知識を学び、実際に参加することでその理解を深める	1 通年	30	1			○		○	○			
54			○	基礎自然科学総合	理数系科目の基礎を幅広く総合的に学ぶ	2 前期	20	1	○			○		○			
55			○	基礎数学Ⅰ	関数や代数など数学分野の基礎的な知識の習得	2 前期	20	1	○			○		○			
56			○	総合答案練習Ⅰ	本試験形式の基礎的な問題演習と解説による総合的な知識の定着	2 前期	150	5		○		○		○			
57			○	実践答案練習Ⅰ	本試験形式の基礎から応用までの問題演習と解説による総合的な知識の定着	1 前期	60	2		○		○		○			

58			○	直前答案練習 Ⅰ	本試験形式の本試験レベルの問題演習と解説によるより高い得点力定着	2 前期	180	6		○		○		○				
59			○	直前答案練習 Ⅱ	本試験形式の本試験レベルの問題演習と解説によるより高い得点力定着	2 前期	120	4		○		○		○				
60	○			上級答案練習 Ⅰ 専門科目	専門科目に関する試験形式の問題演習と解説による総合的な知識の定着	2 前期	60	2		○		○		○				
61			○	上級答案練習 Ⅱ 専門科目	専門科目に関する試験形式の問題演習と解説による総合的な知識の定着	2 前期	60	2		○		○		○				
62			○	上級答案練習 Ⅲ 教養科目	上級教養科目に関する試験形式の問題演習と解説による総合的な知識の定着	2 前期	30	1		○		○		○				
63			○	上級答案練習 Ⅳ 教養科目	上級教養科目に関する試験形式の問題演習と解説による総合的な知識の定着	2 前期	30	1		○		○		○				
64			○	上級答案練習 Ⅴ 公安職対策	上級公安職試験に関する試験形式の問題演習と解説による総合的な知識の定着	2 前期	30	1		○		○		○				
65			○	専門科目総合 演習Ⅱ	専門科目全般の問題演習による総合力の強化	2 前期	120	4		○		○		○				
66	○			公務員時事対策	公務員試験に出題される時事の基本知識を学び得点力を強化	2 前期	30	1	○			○		○				
67			○	公務員時事研究	公務員として知っておくべき時事的知識を学び考察することでより深い知識を習得	2 前期	60	2		○		○		○				
68			○	公務員就職試験対策演習	多様化する公務員試験に対応するための一般教養力の習得	2 前期	30	1		○		○		○				
69			○	公務員キャリア デザイン 公務員春試験	公務員春試験の二次試験を踏まえた実践的な面接の練習	2 前期	30	1		○		○		○				
70			○	公務員キャリア デザイン 公務員秋試験	公務員秋試験の二次試験を踏まえた実践的な面接の練習	2 後期	120	4		○		○		○				
71	○			公務員専門論文 作文対策	公務員上級試験を見据えての論文作成スキルの習得	2 前期	30	1		○		○		○				
72			○	公官庁講話	様々な職種の現役公務員の講話を聴講し職務理解を深める	2 前期	20	1	○			○				○		

73			○	公務員倫理	公務員の服務規定について学び、公務員としての在り方を学ぶ	2 後 期	15	1		○		○			○	
74			○	公共ボランティア実習Ⅱ	ボランティアの知識を学び、実際に参加することでその理解を深める	2 通 年	30	1			○		○	○		
75			○	ビジネスマナー	敬語や接遇、電話応対などの基礎的なビジネスマナーの習得	2 後 期	60	2			○	○		○		
76			○	パソコン実習Ⅰ	WORDやEXCELの知識を学び、実践することでビジネススキルとして習得する	2 後 期	30	1			○	○		○		
77			○	法律研究	法律を学び、知識の習得と共にリーガルマインドを身に付ける	2 後 期	30	1			○	○			○	○
78			○	行政研究	災害など身近な問題に対する行政の取り組みを学び研究することで理解を深める	2 後 期	30	1			○	○			○	○
79			○	卒業前特別講演	社会人基礎教育としての卒業前講演を単位化したもの。	2 後 期	30	1	○				○		○	
合計				79 科目				3270 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
（卒業の認定） 第24条 第5条に定める授業科目の成績評価にもとづいて、卒業審査により課程修了の認定を行う。 2. 校長は本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。 （1）法律行政学科1年制 850時間 （2）法律行政学科2年制、法務ビジネス学科2年制 1,700時間		1学年の学期区分	2期
（定期試験等） 第19条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。 2. 本校において必要と認めた場合に限り、追試験又は再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。 履修方法： （学業成績） 第20条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。 （単位の授与） 第21条 各科目の成績で、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。		1学期の授業期間	2週

（留意事項）

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。